

令和7年台風第15号等に伴う災害により

被害を受けられました皆さまへ

Next少額短期保険株式会社

令和7年台風第15号等に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに對し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

◎災害救助法適用時の特別措置◎

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に【継続契約の手続き】ならびに【保険料のお支払い】につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望の場合は、弊社担当窓口までご連絡ください。

～弊社担当窓口～

e-Netグループ事務センター(受付窓口:e-Net少額短期保険):0120-089-998

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日		
適用地域		法適用日
【静岡県】	静岡市 (しづおかし) 伊東市 (いとうし) 島田市 (しまだし) 焼津市 (やいづし) 掛川市 (かけがわし) 藤枝市 (ふじえだし) 御前崎市 (おまえざきし) 菊川市 (きくがわし) 牧之原市 (まきのはらし) 榛原郡吉田町 (はいばらぐんよしだちょう)	2025年9月5日(金)

以上